

新型コロナウイルス肺炎感染対策

医師が必要と認めた場合 面会制限の緩和

面会は、「医師が必要と認めた場合」に許可させていただきます。
「着替えの交換」、「患者ご本人への荷物受け渡し」は、搬入許可のある方のみ、各階のエレベーターホールにて行っていただきます。
※午後1時～午後7時までに限ります。

尚、発熱や風邪症状のある方の面会は許可されませんのでご了承ください。

許可された場合の面会方法

- ①面会される方は、「総合案内」「初診受付」「時間外入口受付」にて面会者名簿に氏名等の記入をお願いします。
- ②院内では手指衛生、マスクの着用を含む咳エチケットを励行してください。
- ③面会時間は10分～15分以内の短時間でお願いします。
同時に面会できるのは2名まで、10才未満のお子様は面会できません。